

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2回期日(20231031)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

証拠説明書

(第670号証～第685号証の2)

2023(令和5)年10月6日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
同 沢 崎 敦 一
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
670	EMA日本ウェブ サイト「世界の同性婚」 写	2023年 2月	NPO法人EMA 日本	法律上同性間の婚姻は2023年2月の時点ですでに36の国と地域で法制化されていること等

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

671	『性的マイノリティと国際人権法』 294～297 頁	写	2022 年 6 月	谷口洋幸	性別による婚姻の制限の権利侵害性について争われた 2010 年のシャルク・コップ対オーストリア事件判決 ⁴ において、ヨーロッパ人権裁判所は、法律上同性間のパートナー関係が、自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条にいう「家族生活」に該当しないとの従来の解釈は、今日の法状況に照らせば表層的であり、法律上異性間のパートナー関係と同様に家族生活に該当するとの判断を示した。法律上同性間のパートナー関係が「家族生活」に該当することは、ヨーロッパ人権裁判所による 2013 年のヴァリアナトスほか対ギリシャ事件判決 ⁵ でも認められたこと等
672-1	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決 (要約版・原文)	写	2015 年 7 月 21 日	ヨーロッパ人権裁判所	ヨーロッパ人権裁判所が、オリアリほか対イタリア事件において、同性カップルは法制度による保障を受ける利益を有していること、法制度の構築は同性カップルを受容する社会の意識を醸成することなどから、国レベルの法制度が構築されていない当時のイタリア法の現状を、ヨーロッパ人権条約 8 条に違反すると認定したこと等。
672-2	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決 (要約版・訳文)	写	2022 年 2 月 20 日	控訴人ら代理人	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

673-1	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC- 24/17 (全文・原文)	写	2017 年 11 月 24 日	米州人権裁 判所	米州人権裁判所が、コスト リカの諮問をうけて提出し た勧告的意見において、同 性カップルが、同条約 11 条 2 項の家族生活の尊重を 受ける権利を享有する関係 性であることを認めた上 で、同性カップルの法制度 の構築にはある程度の裁量 の余地が国家に認められる としても、無差別・平等と いう国際人権法の基本原則 から、登録パートナーシッ プ制度などの別の制度を設 けることは原則として差別 にあたり、あくまで過渡的 に必要な限度において正当 化されうるにすぎないと し、既存の法制度、すなわ ち婚姻を同性カップルに求 めることこそ、国家に課せ られた積極的義務の履行の ために簡潔かつ効果的な選 択であると判断したこと 等。
673-2	米州人権裁判所の 勧告的意見 OC- 24/17 (全文・訳 文)	写	2022 年 2 月 21 日	控訴人ら代 理人	同上
674	「米州人権制度の 研究－米州人権委 員会と米州人権裁 判所の挑戦とその 影響」(抜粋)	写	2021 年 2 月 5 日	齊藤功高	同上
675	「自由権規約 日 本の批准状況」	写	印刷 日： 2023 年	日本弁護士 連合会	日本は、1979年に自由 権規約に留保をつけずに批 准していること。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

			9 月 11 日		
676-1	自由権規約 2 条に関する一般的意見 31「規約締約国の一般的法的義務の性質」(原文)	写	2004 年 5 月 26 日	自由権規約 委員会	自由権規約委員会の一般的意見が、規約上の義務について、すべての締約国を全体として拘束するものとし、特に司法府の役割について、規約の直接適用、規約と同等の権利を保障する憲法またはその他の国内法規定の適用、あるいは国内法適用の際の規約の解釈指針としての効果を例示していること等。
676-2	自由権規約 2 条に関する一般的意見 31「規約締約国の一般的法的義務の性質」(訳文)	写	不明	滝澤美佐 子・富田麻理	同上
677	「国際法」(抜粋)	写	2020 年 3 月 27 日	岩沢雄司	人権条約が定める履行確保制度として、個人通報制度、国家報告制度、一般的意見/一般勧告等が、国連機関に関するものとして、普遍的定期審査、特別手続等があること及びそれぞれの内容、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約などによる地域的人権保障のあり方、日本における条約の国内的効力、国内適用可能性等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

678	「論点探究 憲法」第 2 版 (抜粋)	写	2013 年 6 月 15 日	小山剛 駒村圭吾編 (齊藤正彰 執筆部分)	憲法解釈においても、国際人権条約は解釈指針としての効果を有し、憲法解釈に複数の可能性がある場合に、可能な限り、国際人権条約に適合的なものを選択するという意味での、憲法の条約適合的解釈を、憲法 98 条 2 項は要請していること及び憲法よりも国際人権条約の保障の方が広がったり、詳細である場合には、国際人権条約の規定の内容を、解釈を通じて憲法の内容に取り込むことも考えられること。
679	「性的指向・性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」(訳文)	写	2023 年 9 月 21 日	控訴人ら代理人	(本書証は、すでに提出している甲 A 3 3-1 の訳文である甲 A 3 3-2 の省略部分を補う訳文である。)・法律上同性のカップルが家庭を形成する権利を有すること、その実現のため国家が立法的、行政的措置を講じる義務があることを明確に述べていること等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

680	令和 5 年 6 月 8 日 福岡地方裁判所判決	写	福岡地方裁判所	本件同種訴訟に関する福岡地裁令和 5 年 6 月 8 日判決において、「同性愛者にとっても、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は、個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に当たる」、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にある」と結論付けた東京地裁令和 4 年 11 月 30 日判決(甲 A 401)と同趣旨のことを述べたこと等の判示内容。
-----	-----------------------------	---	---------	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

681	令和 5 年 5 月 30 日名古屋地方裁判 所判決	写		名古屋地方 裁判所	本件同種訴訟に関する名古屋地裁令和 5 年 5 月 30 日判決は、「本件諸規定が、異性間に対してのみ現行の法律婚制度を設け、その範囲を限定することで、同性間に対しては、国の制度として公証することもなく、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組み自体を与えない状態としているが、婚姻制度の趣旨に対する国民の意識の変化に伴い、同性カップルが法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されていることに疑問が生じて」しているなどとしたうえで、「本件諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みさえ与えていないという限度で」、憲法 24 条 2 項及び憲法 14 条 1 項に違反すると判断したこと等の判示内容。
-----	----------------------------------	---	--	--------------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

682	第 4 回国連人権理事会普遍的定期審査の報告書 訳文 (抜粋)	写	2023 年 9 月 21 日	控訴人ら代 理人	(本書証は、すでに提出している甲 A 6 1 1-1 の訳文であり、甲 A 6 1 1-2 訳文の改訂版である。) ・ 2023 年 2 月に出された国連人権理事会の普遍的定期審査の報告書において、日本に対し、5 か国が法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告し、4 か国が婚姻類似の制度の導入を勧告したこと等
-----	------------------------------------	---	-----------------------	-------------	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

683-1	市民的及び政治的 権利に関する国際 規約（自由権規 約・原文）	写	1966 年 12 月 16 日	国際連合	自由権規約 2 条 1 項及び 2 6 条は、法の下での平等、性自認や性的指向に基づく差別を禁止しており、日本国憲法 1 4 条 1 項に相当する条項であること、また、日本国憲法 2 4 条 1 項及び 2 項は、いずれも「個人の尊厳」を原理原則としているところ、性自認や性的指向に基づく差別の正当化は「個人の尊厳」の原理に真向から反するから、その点で、自由権規約 2 条 1 項及び 2 6 条と共通性を有すること、自由権規約 2 項 2 項及び 3 項は、自由権規約において認められる権利の実現に必要な立法措置や権利侵害に対する救済措置を講じるために必要な行動をとる国家の義務を定めるが、国会は、日本国憲法 1 4 条 1 項、憲法 2 4 条 1 項及び 2 項違反の状態を是正する義務を負うのであるから、その意味において、憲法のこれらの条項と自由権規約 2 条 2 項及び 3 項は、共通性を有すること等。
683-2	市民的及び政治的 権利に関する国際 規約（自由権規 約・訳文）	写	印刷 日： 2023 年 9 月 18 日	日本政府	同上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

684-1	ヨーロッパ人権規約 (原文)	写	1950 年 11 月 4 日	欧州評議会	法律上同性間のパートナー関係が、法律上異性間のパートナー関係と同様に、自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条にいう「家族生活」に該当し、尊重を受ける権利を有すること等。
684-2	ヨーロッパ人権規約 (訳文)	写	2023 年 9 月 21 日	控訴人ら代理人	同上
685-1	米州人権規約 (原文)	写	1969 年	米州機構	米州人権条約 11 条 2 項の「家族生活の尊重を受ける権利」は、自由権規約 17 条 2 項に相当する条文であること、米州人権条約は男女の結びつきによる家族だけでなく、広い意味での家族を保護しており、そこには協力と相互支援によって特徴つけられる恒常的な感情的絆による家族関係にある法律上の同性カップルも含まれること等。
685-2	米州人権規約 (訳文)	写	2023 年 9 月 21 日	控訴人ら代理人	同上

以 上